

「愛知県肥料価格高騰対策支援金（春肥）」に関するQA（令和5年4月28日現在）

愛知県

分類	番号	質問	回答																		
1 総論	1-1	「愛知県肥料価格高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）」の申請期限が令和5年7月21日（金）となっているが、支援対象は。	支援の対象は、令和5年春肥（令和4年11月～令和5年5月）です。支援対象者が自らの農業生産に使用するために支援対象とする肥料の購入時期に購入し、当該事業者が自ら使用する肥料であり、発注したことを証明する書類（注文票等）及び肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出できるものに限りです。																		
1 総論	1-2	県支援金と国の肥料価格高騰対策（以下「国支援金」として）とは、何が違うのか。	<p>県支援金と国支援金の主な違いは下表のとおりです。県支援金は、当年肥料費などの計算の仕方、価格高騰率、削減率、支援対象とする肥料、化学肥料低減の取組メニューなど基本的な部分は、国支援金に準じています（国のQ&A等も参考としてください）。</p> <p>なお、県支援金は、国支援金の要件を満たさない農業者も対象となる場合があります。県支援金と国支援金は、別に申請を行う必要がありますし、申請書の提出先も異なりますので注意してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>愛知県肥料価格高騰対策支援金 (県支援金)</th> <th>肥料価格高騰対策事業 (国支援金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度の主体</td> <td>愛知県</td> <td>農林水産省、愛知県肥料高騰対策推進協議会</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の1.5割（上限）</td> <td>肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の7割</td> </tr> <tr> <td>申請の仕方</td> <td>農業者 ↓ 購入店できりまとめて提出して もらうことが可能な場合もあり ↓ 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター</td> <td>農業者 ↓ 取組実施者 ↓ 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>2023年5月23日（火）～7月21日（金）</td> <td>2023年5月8日（月）～7月14日（金）</td> </tr> <tr> <td>申請書の提出先及び問合せ先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター ◆住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-41-5 OK20名駅前ビル TKP名古屋駅前カワラセセンター ◆電話番号：050-2017-3238（9時～17時） ◆FAX番号：052-855-4227 ◆E-mail:hiryo-taisaku_hr@athuman.com ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター ◆住所 〒460-0003 名古屋市中区錦3-3-8 JAあいちビル西館 2階 ◆電話番号：052-253-6218（9時～17時） ◆FAX番号：052-253-6259 ◆E-mail: aichihiryoo2022@poem.ocn.ne.jp ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く） </td> </tr> </tbody> </table>		愛知県肥料価格高騰対策支援金 (県支援金)	肥料価格高騰対策事業 (国支援金)	制度の主体	愛知県	農林水産省、愛知県肥料高騰対策推進協議会	支援の内容	肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の1.5割（上限）	肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の7割	申請の仕方	農業者 ↓ 購入店できりまとめて提出して もらうことが可能な場合もあり ↓ 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター	農業者 ↓ 取組実施者 ↓ 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター	申請期間	2023年5月23日（火）～7月21日（金）	2023年5月8日（月）～7月14日（金）	申請書の提出先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター ◆住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-41-5 OK20名駅前ビル TKP名古屋駅前カワラセセンター ◆電話番号：050-2017-3238（9時～17時） ◆FAX番号：052-855-4227 ◆E-mail:hiryo-taisaku_hr@athuman.com ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター ◆住所 〒460-0003 名古屋市中区錦3-3-8 JAあいちビル西館 2階 ◆電話番号：052-253-6218（9時～17時） ◆FAX番号：052-253-6259 ◆E-mail: aichihiryoo2022@poem.ocn.ne.jp ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）
	愛知県肥料価格高騰対策支援金 (県支援金)	肥料価格高騰対策事業 (国支援金)																			
制度の主体	愛知県	農林水産省、愛知県肥料高騰対策推進協議会																			
支援の内容	肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の1.5割（上限）	肥料価格高騰分（前年から増加した肥料費）の7割																			
申請の仕方	農業者 ↓ 購入店できりまとめて提出して もらうことが可能な場合もあり ↓ 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター	農業者 ↓ 取組実施者 ↓ 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター																			
申請期間	2023年5月23日（火）～7月21日（金）	2023年5月8日（月）～7月14日（金）																			
申請書の提出先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センター ◆住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-41-5 OK20名駅前ビル TKP名古屋駅前カワラセセンター ◆電話番号：050-2017-3238（9時～17時） ◆FAX番号：052-855-4227 ◆E-mail:hiryo-taisaku_hr@athuman.com ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆名称 愛知県肥料高騰対策推進協議会申請受付センター ◆住所 〒460-0003 名古屋市中区錦3-3-8 JAあいちビル西館 2階 ◆電話番号：052-253-6218（9時～17時） ◆FAX番号：052-253-6259 ◆E-mail: aichihiryoo2022@poem.ocn.ne.jp ◆開設時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く） 																			
2 申請者	2-1	販売農家であることの確認は、どのように行うのか。	申請者は、税務申告、販売伝票などの提出により、自らが販売農家であることを証明していただきます。また、「愛知県肥料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）」でも販売農家であることを誓約することとなっております。																		
2 申請者	2-2	国支援金は、参加農業者が取組実施者に参加申込をし、それを受けて取組実施者が愛知県肥料高騰対策推進協議会へ申請することとなっているが、県支援金は農業者が愛知県へ申請書を提出するものなのか。	そのとおりです。県支援金は国支援金とは異なり、農業者個人が愛知県に対して「愛知県肥料価格高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）（農業者一人につき1枚）」等申請書類を配達記録を証明できる郵送方法によって提出いただくものです。なお、申請書兼請求書については、購入店できりまとめて提出してもらうことが可能な場合があります。また、複数店から肥料を購入している農業者については、県支援金は国支援金とは異なり、それぞれの店で購入した肥料費を合計した肥料費が県支援金の当年肥料費となります。【例】農業者Aさんが、肥料を複数店から購入している場合（JAから500千円、肥料店から200千円） 《県支援金》 農業者Aさんは、JAからの購入分（500千円）+肥料店からの購入分（200千円）の合計700千円を県支援金の肥料費として、愛知県肥料価格高騰対策支援金申請受付センターへ提出																		
2 申請者	2-3	申請者と振込口座の名義人は同じでなければならないのか。	県支援金は、申請者と振込口座の名義人が同じでなければ支払うことができませんので、必ず一致させてください。																		
2 申請者	2-4	保有米のみの生産で端米だけを販売している農業者は、販売実績ありとなり得るのか。また、販売実績は昨年度の実績でよいのか。	領収書等により販売実績があることを証明できれば対象となります。販売実績は、令和4年1月以降の税務申告、販売伝票などによります。																		
2 申請者	2-5	「愛知県肥料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）」、「化学肥料低減計画書（様式第1号 別添1）」は自署でなければならないか。また、押印は必要か。	必ずしも自署である必要はありません。自署、パソコン入力どちらでもよいです。また、押印は不要です。																		
3 低減の取組	3-1	化学肥料低減計画書に記載する作物は、秋冬作、春夏作を分けて記載するのか。もし、年間を通した作物（果樹等）で記載する場合、申請時の化学肥料低減計画書は同じものを2回提出することによってよいのか。	化学肥料低減計画書に記載する作物は、秋肥の申請時には秋肥を使用する作物を、春肥の申請時には春肥を使用する作物を記載し、申請した作物で化学肥料低減取組を実施します。ただし、果樹や施設栽培など年間を通して栽培する作物では秋肥、春肥の時期にそれぞれ購入され、使用されます。この場合、秋肥申請、春肥申請に化学肥料低減計画書は同一作物で取り組むこととなります。																		
3 低減の取組	3-2	養液栽培では、排液の量・ECを確認し、給液の量・ECをコントロールしている。このような管理方法を行った場合、国Q&A問4-4により「土壌診断による施肥設計」に該当すると判断してよいのか。	「土壌診断による施肥設計」に該当します。																		
3 低減の取組	3-3	取組メニュー「土壌診断による施肥設計」で、「土壌診断」はどの程度・種類まで認められるか。具体的に示して欲しい。 例)PH計でPHを計る等でよいのか。	土壌診断について、国は必須項目を設けていません（県支援金も国支援金に準じています）。営農上の課題に必要な検査が実施され、適切な施肥設計ができれば、取組手段は問われません。																		
3 低減の取組	3-4	施設栽培で環境モニタリング（温度、CO ₂ など）により、生育予測した結果、施肥量を増減する場合は、「生育診断による施肥設計」の取組としてよいのか。	「生育診断による施肥設計」に該当します。																		
3 低減の取組	3-5	取組メニューの「生育診断による施肥設計」の生育診断には、ほ場巡回も含まれるのか。	ほ場巡回でデータを収集し、その結果により追肥量を決定する取組であれば該当します。																		
3 低減の取組	3-6	取組メニューの「生育診断による施肥設計」はどの程度・種類まで認められるか。葉色診断も対象となるのか。具体的に示して欲しい。 例)葉色板の使用のみでもよいのか。	生育診断による施肥設計について、具体的な数値や取組手法に制限は設けておりません。葉色から栄養状態を確認し、穂肥を始めた追肥の施肥量の目安とする取組は該当します。																		
3 低減の取組	3-7	取組メニュー「生育診断による施肥設計」にあるが、トマト部会では、月に1回JA営農指導員と普及指導員にて全部会員ほ場を巡回して指導を行っているが、その際のトマト生育状態を考慮しての追肥やEC管理の指導は施肥設計にあたるのか。	ほ場巡回でデータを収集し、その結果により追肥量を決定する取組であれば該当します。																		
3 低減の取組	3-8	取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」、「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」について、具体例を提示して欲しい。	取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」は、地域で減肥基準を策定し、これに準拠した取組を行う事などを想定しています。「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」は、地域の施肥層などに合わせて肥料銘柄を見直すことなどを想定しています。																		
3 低減の取組	3-9	特殊肥料の届出をしていない自給堆肥を施用した場合、取組メニュー「堆肥の利用」に該当するのか。堆肥の施用は化学肥料の代替としてだけでなく、土壌物理性を改善し、作物の根張りがよくなり、養分吸収率を高めて化学肥料の削減に繋がることが期待されるため該当するとみなせるのか。	特殊肥料の届出をしていない自給堆肥は支援金の対象にはなりません。取組メニューの「堆肥の利用」には該当します。																		
3 低減の取組	3-10	取組メニューの「食品残渣など国内資源の利用」について、「食品残渣」とは「食品残渣加工肥料」のことか。また、肥料登録のない資源を「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物」として化学肥料の代わりに施用してよいということか。	「食品残渣加工肥料」は、取組メニューの「有機質肥料の利用」に該当します。国内資源については特殊肥料などを想定しています。																		
3 低減の取組	3-11	取組メニューの「肥料施用量の少ない品種」とは、具体的な品種名が決まっているか。また、比較対象となる品種はどのように決めるのか。	本事業において具体的な品種等を規定していませんが、従来品種の栽培層等に記載されている施肥量と比較するなどが想定されます。																		
3 低減の取組	3-12	取組メニューの「低成分肥料の利用」について、低成分とはN(%)量に対してP(%)、K(%)の割合が少ない肥料のことか（いわゆるL型肥料）。	硝酸、加成分の施肥量を容易に減らせることができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料や慣行の銘柄より窒素、リン酸、加成分の総量が低い複合肥料を指します。また、農業者等が自ら単肥を配合したものもこれに含まれます。																		
3 低減の取組	3-13	地域全体で硝酸やリン酸の含有率が従前の肥料よりも低い肥料に切り替えを図っている場合、取組メニューの「低成分肥料の利用」としてみなしてよいのか。また、上記の取組を令和2年度から徐々に行っている場合、前年度までの取組とみなしてよいのか。	地域全体で取り組んでいる場合は、取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」に該当します。																		

分類	番号	質問	回答
3 低減の取組	3-14	養液栽培、かけ流し方式だが、読めるメニューはあるか。	点滴チューブ等を利用した点滴施肥は、取組メニューの「局所施肥の利用」に該当します。
3 低減の取組	3-15	愛知式不耕起V溝直播栽培の施肥法は取組メニューの「局所施肥の利用」に該当するとしてよいのか。	「局所施肥の利用」に該当します。
3 低減の取組	3-16	取組メニューの「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当する取組を「これまでの取組」で○をつけるには、どの時点の見直しまでさかのぼれるのか。	取組メニューの「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当する取組について、「これまでの取組」で○をつけるには、前年度に実施していた取組となります。
3 低減の取組	3-17	「地域特認技術の利用」は、どのような技術か。	①露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理（マルチ栽培）、②肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減、の2つの取組が地域特認メニューとなっています。
3 低減の取組	3-18	環境直払いの対象者、エコファーマー、有機栽培農業者であることの確認はどうすればよいのか。	それぞれ有資格者であることが証明できる書類で確認をお願いします。
3 低減の取組	3-19	堆肥・汚泥肥料・食品残渣の導入について、無料のものでも取組メニューとして認められるのか。（納品書はある）	取組を実施していると認められます。
3 低減の取組	3-20	花苗生産で、従来よりも生育期間を短く（苗の大きさを小さく）することで施肥量を削減した場合、取組メニューの「肥料施肥量の少ない品種の利用」とみなしてよいのか。	取組メニューの「施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当します。
3 低減の取組	3-21	観葉植物は肥料低減への取り組みが難しい。どのような取り組みが考えられるのか。	各農林水産事務所農業改良普及課にお問合せください。
3 低減の取組	3-22	例えば、トマト農家でトマトが60a、米が100a、その他品目10aの農業経営において、経営の主要品目はトマトである。国Q&A問4-5では「面積の半分以上を占める作物で化学肥料の低減に取り組むこと」との記載がある。トマト部会で化学肥料低減の取組を行う方法を検討しているが、当該農家は米で取り組まなければならないのか。また、その場合の化学肥料低減計画書の作付概要は、どのように記載するのか。	原則は栽培面積ですが、主要品目であるトマトで取り組むことでも可能です。ただし、栽培面積が大きい米においても取り組むことも検討してください。なお、作付概要欄については、国Q&A問4-5(2)にあるとおり、化学肥料低減計画書に記載する作物名は、取組を行う作物を記載するとありますので、トマトのみで取り組む場合はトマト60a、その他110aとなります。
3 低減の取組	3-23	現在、生産面積1ha、全面積で側条施肥で栽培しており、今後生産面積を2haに拡大し、全面積2haで側条施肥をする場合、既存の取組（○）、取組の拡大（◎）になるのか。	作物の作付面積拡大では取組強化の対象となりません。全面積2haのうち1haで側条施肥を実施している取組を2haに拡大する取組は、取組の拡大に該当します。
4 支援金の算定	4-1	今回の事業は、肥料法に基づく肥料が対象となるが、窒素肥料や石灰質肥料などの「普通肥料」のほか、堆肥や魚かすなどの「特殊肥料」も含まれるという理解でよいのか。土壌改良資材は対象となるのか。	肥料法に基づく肥料が対象となります。普通肥料のほか特殊肥料も対象となります。土壌改良資材は対象外ですが、土壌改良資材の中には肥料法に基づく肥料に該当するものもあります。肥料法に該当するものは対象となりますのでご注意ください。
4 支援金の算定	4-2	支援対象の肥料であるかどうかの判断は、農業者が行うのか。また、確認は、どこに相談すればよいのか。	肥料法に基づく肥料であることの証明は、農業者自らで行うことを基本としています。農業者自らが肥料を購入した店に確認してください。また、他店舗で購入した肥料も申請する場合は、農業者自らが肥料法に基づく肥料であることの証明書を提出してください。
4 支援金の算定	4-3	農作業受委託により受託者が購入・使用した肥料費は対象となるか。	受託組織であっても作業請負金などに肥料費の上昇分を計上していないことを示してもらうことで、当該組織等が使用する肥料費を支援対象とすることができます。
4 支援金の算定	4-4	米のみを販売し、野菜は自家消費の場合、野菜の肥料も支援対象となるのか。なお、税務申告時には自家消費分も収入として計上している。	農作物の販売農家であれば対象となります。春肥の申請における化学肥料低減の取組は、春肥を利用する作物の中で作付面積の合計の半分以上を占める作物で取り組んでいただくこととなります。
4 支援金の算定	4-5	春夏作用肥料（令和4年11～令和5年5月納品）の予約を令和4年10月に取りまとめている。令和4年11月から価格改定されることを記載し取りまとめている。このとりまとめで注文した肥料は、価格改定後の価格で販売されることから、支援対象の肥料費としてよいのか。	令和4年11月以前の予約注文であっても、対象期間の価格改定後の価格で販売されることが前提ならば対象となります。その上で、対象期間における価格で購入した肥料であることを証明する予約注文書と請求書または領収書が必要となります。
4 支援金の算定	4-6	領収書または請求書の添付については、利用明細書（品名、数量、金額の記載あり）をもって代替として差し支えないか。また、肥料販売者が対象期間内の供給実績を集計し、購入したこと（支払い義務が発生していること）を証明する資料を別途作成し添付することも差し支えないか。	請求書や領収書等の代替書類も要件を満たせば、代替書類として認めることとしております。事前に県に連絡してください。
4 支援金の算定	4-7	申請時に提出する領収書又は請求書は、写しでよいのか。	写しでよいです。
4 支援金の算定	4-8	注文書は必須か。予約であっても領収書・請求書があれば十分ではないか。	注文書は必須です。必要な理由は、国は価格の上昇を支援する立場として、全国的に価格上昇が起こったのは令和4年6月と認識しているため、急騰した6月以降の価格で購入された方を支援の対象としているためです（県支援金も国支援金に準じています）。手元に肥料が届いた時期でなく、どの時点の価格帯で購入したかに着目します。6月以降、令和5年の5月までの期間の価格で購入したことを証明する書類として注文書は必要です。領収書・請求書は額を確定するために必要と整理しています。なお、商習慣上注文書なしで取引している小売業者は、当用買いと同じものとして整理し、納品書に納品日付と納品価格（或いは、請求書・領収書での価格確認）が分かればよいです。
4 支援金の算定	4-9	支援金の算定において、返戻金は控除しなければならないという記載が国Q&Aにあるがどうすればよいのか。	県支援金も国支援金に準じているため、返戻金等を肥料代金から控除した額が支援金の算定の金額となります。
4 支援金の算定	4-10	提出された請求書の明細に肥料のほか、農業や生産資材が含まれ、合計金額から値引きされていた場合はどのように計算するのか。	申請額は値引き後の金額を案分してください。例えば、肥料100万円、農業30万円、生産資材50万円、合計180万円。値引き額が5万円、請求額175万円という場合は、100万円×175万円/180万円＝972,222円となります。
4 支援金の算定	4-11	堆肥について何年も前から助成金を出しているが、助成対象から控除が必要となるか。	今回の申請額からは助成金額控除の対象となります。
4 支援金の算定	4-12	商品券やポイントで購入した肥料も対象となるという理解でよいのか。	領収書・請求書等があれば対象となります。
4 支援金の算定	4-13	肥料費の対象は、原則として肥料法に基づく肥料とされているが、畜産農業者が作る堆肥を購入する場合や個人が作るぼかし堆肥などを購入する場合は領収書等があれば対象となるのか。	特殊肥料は肥料法に基づく肥料であることから対象となります。ただし、特殊肥料として届出が出ていない堆肥等は支援の対象外です。
4 支援金の算定	4-14	支援額の税務処理はどうなるのか。	農業所得の雑収入として取り扱うこととなります。
4 支援金の算定	4-15	肥料会社が発行する肥料購入証明書の証明者は、代表者でなければならない	証明内容に責任を持つことができる立場の方であれば、代表者にこだわられません。
5 申請・支払	5-1	領収書には、肥料銘柄、成分表記もなく、支援の対象等の内容把握ができない。このような場合、購入肥料が肥料法に基づく肥料であるのか証明できない以上は、今回の支援対象にはならないという理解してよいのか。また、数量が分からない場合はどう対応すればよいのか。	領収書（請求書）は、支払済（支払義務が発生していること）を確認するためのものです。肥料名（肥料法に規定されている肥料であること）や対象期間に適用された価格であることの証明は、農業者が行います。購入数量は不明であっても、金額が確認できれば良いです。
5 申請・支払	5-2	同一家族で申請者と購入者の名義が違っている場合は、世帯確認できれば対象として認められるか。	それぞれの名義人が同一経営体の構成員であれば、認められます。
5 申請・支払	5-3	肥料法に基づく肥料の証明について、ホームセンター等で購入した場合、シートに肥料名が書いてないことが想定されるが、その場合の証明は、生産者の自己証明でよいのか。それとも自己証明は認められないので、対象外となるのか。	一般にホームセンター等で発行されたシート等には、肥料の銘柄等が記載されていると考えますが、仮にこれが確認できない場合は、化学肥料低減計画書（いわゆるフェックシート）において、領収書記載のものが肥料であることを自ら「確約」していることを前提に、農業者が肥料法に基づく肥料であることを自ら申告することにより、確認するものとします。具体的には、農業者が肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」や「登録番号」を領収書又はその添付書類に記入し、肥料法に基づく登録・届出がある根拠として、シートとともに証拠書類として提出してください。
5 申請・支払	5-4	商慣習上行われている予約注文において、最終的に購入数量及び購入価格が確定するのが納品時となる場合は、どのように整理すればよいのか。	例えば、令和5年5月に注文し、7月に納品される場合において、7月の納品時に数量、価格が確定する場合は今回の補助の対象ではありません。令和4年10月に注文し、令和4年11月に納品される場合において、11月に価格が決定する場合は対象となり、10月に価格が決定した場合は対象外です。
5 申請・支払	5-5	肥料販売店が発行する「肥料販売証明書」をもって、所要額の算出としてよいのか。	可能です。肥料販売証明書の原本は、県に提出してください。
5 申請・支払	5-6	提出書類に関して、領収書や請求書の原本は誰が保管すべきか。	原本は税務申告等で農業者が使用することが想定されるため、農業者において保管してください。県への提出は写しとなります。
5 申請・支払	5-7	市町村の助成がある場合、助成金額の調整が必要となる。市町村との調整はどのように行うのか。	市町村が支援金を交付する場合は、国・県の支援金に返還金が発生しないよう留意するように、県から市町村に通知が発出されています。